

平成 29 年 7 月 4 日

企業会計基準委員会 御中

LC ホールディングス株式会社
経営企画室 涌井 弘行

平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」について当社にて検討し、以下の通り意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問 1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため（実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照）、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

【意見】

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業は、従来通り、企業会計基準適用指針第 17 条に沿った処理が適当であると理解しているため、ストック・オプション会計を適用する当提案には同意いたしません。

【理由】

1. 有償新株予約権における「報酬」の考え方の整合性が無い

有償新株予約権は「付与時に従業員等が金銭を払い込む点を除けば」無償ストック・オプションと同一であるかの如く扱い、同じく報酬として看做すことを提案しております。

しかし、以下の理由で、この「金銭の払込」の意味は、有償新株予約権の仕組みが無償ストック・オプションと似て非なるものとして区別しなければならず、有償新株予約権にストック・オプション会計を導入することに同意しない理由であります。

1) スtock・オプション会計基準 49 項

「付与したストック・オプションと、これに応じて提供されたサービスとが対価関係にあることが前提とされており、企業の経済合理性を前提とすれば、当該ストック・オプションとサービスとは、契約成立の時点において、等価で交換されていると考えることができる。」と記載されております。

2) スtock・オプション会計基準 50 項

「付与日以後のストック・オプションの公正な評価単価の変動はサービスの価値とは直接的な関係を有しないものとみているため、(中略)本会計基準では、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価をもとに算定を行うこととした。」

平成 29 年 7 月 4 日

3) スtock・オプション会計基準 公開草案に対する対応 P.3

「(1) (省略) は、従業員が新株予約権を購入する取引であり、本会計基準が対象とする会社が、財貨・サービス取得の対価として新株予約権を用いる取引とは異なり、対応不要と考えた。」

以上、Stock・オプション会計の趣旨をまとめると、

『「無料で価値のある権利を与えるので、労働で見返りを期待する」ということで、その「価値ある権利」とは、付与の時点で公正な評価に基づいて算出された価値であり、付与時点で「労働と等価」である。だから付与者が将来得るであろうメリットは、発行した企業側から見れば「報酬」なのである。』

しかし、新株予約権を購入する場合は、何かの対価の代わりに新株予約権を付与するという取引とは異なる、と明確に記載しております。

有償新株予約権は、既に契約時点で公正なる価値に対して付与者が公正な対価を支払い、新株予約権を購入した形となっております。ましてや、Stock・オプション会計においても、付与日以降の公正評価の変動は労働の価値とは直接関係を有しない、と明記しております。よって、有償新株予約権は、購入時点で、発行企業と付与者間で将来の価値や労働など期待の提供を内包する取引が完了していると解する以外考えられません。

2. 発行企業の業績に与える影響は少なくない

業績条件をクリアすることにより新たな費用計上が発生し、その結果、業績条件が未達成になる場合も想定されます。その場合、業績条件を設定する際に混乱が発生します。必ずしも予算策定時に有償新株予約権を織り込む場合ばかりでなく、期中に決議する場合もあるので、企業業績に少なからず影響を与える可能性が高いと思料します。特に、本来積極的に有償新株予約権を利用したいと考えている小～中規模企業にとっては、この費用計上が企業業績に与える影響は大きいと考えられ、有償新株予約権の導入は縮小傾向に向かう可能性が大きいと考えます。

3. 一度排除した考え方を復活させるほどの理由があるのか不明

これまで数多く導入されてきた有償新株予約権に関する会計処理が適正であるとされてきたにもかかわらず、今回の草案ではそれを「付与時に従業員等が金銭を払い込む点を除けば」Stock・オプション会計と同一であろう、ということで会計処理を再構築しております。これは、前述のStock・オプション会計基準の公開草案に対するパブリックコメントに対する答えを 180 度翻したこととなりますが、その説明が一切記載されておらず、全く理解できません。この点について明確な説明を求めます。

現状のデメリットは何か。何か致命的な悪影響がどこにあるのか、などを明確にしたい。

平成 29 年 7 月 4 日

なお、上記のとおり、本公開草案の対象とする「権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引」については、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものではないと理解しておりますので、当該取引を報酬として取り扱うことを前提とした質問 2 から質問 4 についても、当該提案に同意いたしません。

(以下余白)